

議題 1

景観重要建造物の指定について

第65回都市景観委員会
R5.3.13 (Mon)

計画調整局 計画部
都市計画課 (都市景観)

1 これまでの検討状況について

本検討については、昨年度に開催した第63回都市景観委員会でのご意見を踏まえ検討を進めてきており、本委員会に先立ち第34回都市景観資源検討部会での意見聴取を実施しています。

前回以降の進捗状況

R4.3.30

第63回都市景観委員会 済

(検討作業)

説明
内容

- ・他都市事例調査の報告
- ・本市の景観形成の取り組みの方向性
- ・本市制度・運用方針(案)と指定候補

R4.8.29

第64回都市景観委員会 ※議題外

※概要は次のスライド参照

R4.12.15

第34回都市景観資源検討部会 済

}

(修正作業)

R5.2.8

景観重要建造物指定要綱 制定

}

所有者の意向確認 (大阪城天守閣)

説明
内容

確認

- ・運用方針(案)の一部変更
- ・指定通知書(案)
- ・顕彰ブックレット(案)
- ・外観変更の許可の運用方針(案)

報告

- ・大阪城天守閣以外の候補の検討状況
- ・指定銘板

R5.3.13

第65回都市景観委員会 ※本日

R5.3.30

大阪城天守閣 指定(告示) 予定

顕彰ブックレット 発行

※詳細は後ほどご説明します。

R5.4～

その他の候補案件の継続検討(大橋梁、民間建築物 等)

※大坂城天守閣 指定銘板の設置

1 前回（第63回大阪市都市景観委員会）の主な説明内容

第63回都市景観委員会では主に以下のとおり、ご説明をしました。

1 他都市事例調査の報告

- ・他都市の景観重要建造物等の指定状況や制度（目的、所有者のメリット等）について調査

主な結果

横浜市（景観重要樹木）と太宰府市（下屋庇のある参道景観）については指定対象の保全だけでなく、景観施策と連携して実施 等

2 本市の景観形成の取り組みの方向性

※参考資料1-2 P13参照

- ・本市では景観重要建造物等の指定については、地域の特性をいかした建築物等の誘導に位置付けている

方向性

保全を目的とするだけでなく、その他の景観誘導施策と連携し、良好な景観形成を効果的な促進が図られることが重要

3 本市制度・運用方針(案)と指定候補

※参考資料1-2 P14参照

- ・具体的な運用方針（案）や指定候補について意見聴取

確認項目

1. 指定目的
2. 指定方針
3. 指定基準
4. 景観重要建造物等に対する配慮
5. 所有者のメリット
6. 普及啓発
7. その他

今後検討とした項目

（外観変更の許可基準等）

指定候補

大阪城天守閣・大橋梁等

1 前回（第63回大阪市都市景観委員会）の主なご意見と対応

主なご意見

1. 大阪城天守閣を景観重要建造物に指定することは了解した。当面は大阪城天守閣の指定において制度全般のケーススタディをしていただきたい。
2. 景観重要建造物と都市景観資源、文化財制度との整理が必要ではないか。
 - ・ 都市景観資源の位置付けも普及啓発だけでなく、景観重要建造物の候補にもなるような視点で登録しているはず。
 - ・ 大阪城公園は史跡指定されており、公園内には建築物以外の重要文化財も点在している。
3. 景観誘導との連携以外にも建築基準法の緩和を目的とした制度運用等その他の活用の仕方があるかもしれない。
 - ・ 再開発事業の区域内の建造物を保全するために文化財指定することで建築基準法の緩和をしている事例もある。
4. 大橋梁等を景観重要公共施設ではなく、あえて景観重要建造物に指定するのはなぜか。

対応

普及啓発の取組み等を検討

顕彰ブックレットの作成や外観変更の許可基準の運用方針等を検討

本市の指定目的・指定方針・指定基準に適合するものを指定

※運用方針（案）を一部変更

都市景観資源や登録有形文化財でも外観保全の法的な担保が必要なものは指定

継続検討

景観重要建造物以外の方策を検討

2 今回の説明内容

景観計画

1. 指定目的

2. 指定方針

3. 指定基準

4. 景観重要建造物等に対する配慮
※変更無し

5. 所有者のメリット ※変更無し

6. 普及啓発

7. その他（外観変更の許可基準等）

今回の確認・報告項目

1 / 確認
運用方針（案）の一部変更

2 / 確認
大阪城天守閣：指定通知書（案）

3 / 確認
顕彰ブックレット（案）
掲載内容や仕様

4 / 確認
外観変更の許可の運用方針（案）
想定される外観変更の許可基準や許可手続き

報告

大阪城天守閣以外の候補の検討状況
指定銘板

景観計画には以下の事項が規定されており、その具体的な運用方針（案）について前回ご確認しました。※変更内容は次のスライド参照

1

指定目的

景観形成上重要な役割を果たしている建造物や樹木を適切に保存・活用していくため

2

指定方針 ※平成18年2月規定

次の①及び②に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるもの

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているもの

3

指定基準 ※平成29年3月規定

- ① 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観（又は樹容）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ③ 美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、特に周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいもの

3 運用方針（案）の一部変更 ―確認①- 1

答申（H28.3.30）に「景観上重要な建造物を地域景観の核として保全・継承しながら、個性的な景観形成に活用していくべき」とあることを踏まえ、一部文言修正し、序列を変更しました。

運用方針（案）

Before

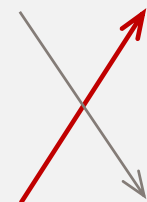
- ・ 建造物等が景観形成上重要な区域（眺望景観配慮ゾーンや重点届出区域等）に位置していること
- ・ 大阪らしい景観の視対象に位置付けられていること
- ・ 当該景観に関する誘導基準が景観形成基準に位置付けられていること
- ・ 外観保全の法的な担保*が必要なこと

* 大阪市（都市景観担当）の許可

After

- ・ 大阪らしい**地域景観の核（視対象）**に位置付けられていること
- ・ 建造物等が景観形成上重要な区域（眺望景観配慮ゾーンや重点届出区域等）に位置していること
- ・ 当該景観に関する誘導基準が景観形成基準に位置付けられていること
- ・ 外観保全の法的な担保*が必要なこと

* 大阪市（都市景観担当）の許可



上記 4 項目を満たす建造物等を景観重要建造物に指定

※ 適宜、指定基準の見直し（景観計画の変更）についても検討

4 大阪城天守閣：指定通知（案） —確認①-2

大阪城天守閣の指定通知書に記載する指定理由を以下の通りとし、景観重要建造物に指定する建造物は、大阪城天守閣とします。なお、特別史跡指定の石垣は除かれます。

また、附属施設については、景観重要建造物には指定しないものの、大阪城天守閣との調和を誘導する必要があるため、管理基準に規定する協議対象とします。

指 定 理 由

現在の大阪城天守閣は、昭和6年（1931年）に市民の寄付により豊臣秀吉創建時の姿の再建を試みた建造物であり、その外観は90年以上大阪のシンボルとして市民に親しまれ、大阪城公園の深い緑と調和した絶妙な景観を呈しています。

本市では、こうした特徴を有する大阪城天守閣を地域景観の核として保全・継承しながら、地域の良好な景観形成に活用することが、大阪らしい景観を実現する上で非常に重要なことだと考えています。

以上の理由により、大阪城天守閣を景観法に基づく景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物に 指定する建造物

大阪城天守閣（特別史跡の石垣は除かれる）

昭和6年当時の外観を保全・継承

協 議 対 象 と な る 建 造 物 等

※ 景観重要建造物には指定しない

（管理基準に協議が必要である旨を記載）

大阪城天守閣の附属施設

- ・ 外部設置EV（電気室・機械室を含む）
- ・ チケット売場 ・ 検温所
- ・ 豊臣石垣公開施設（工事中）
- ・ 今後新築する施設

大阪城天守閣との調和を誘導

→ 現状維持にとらわれず、現在より良くなる変更は認める



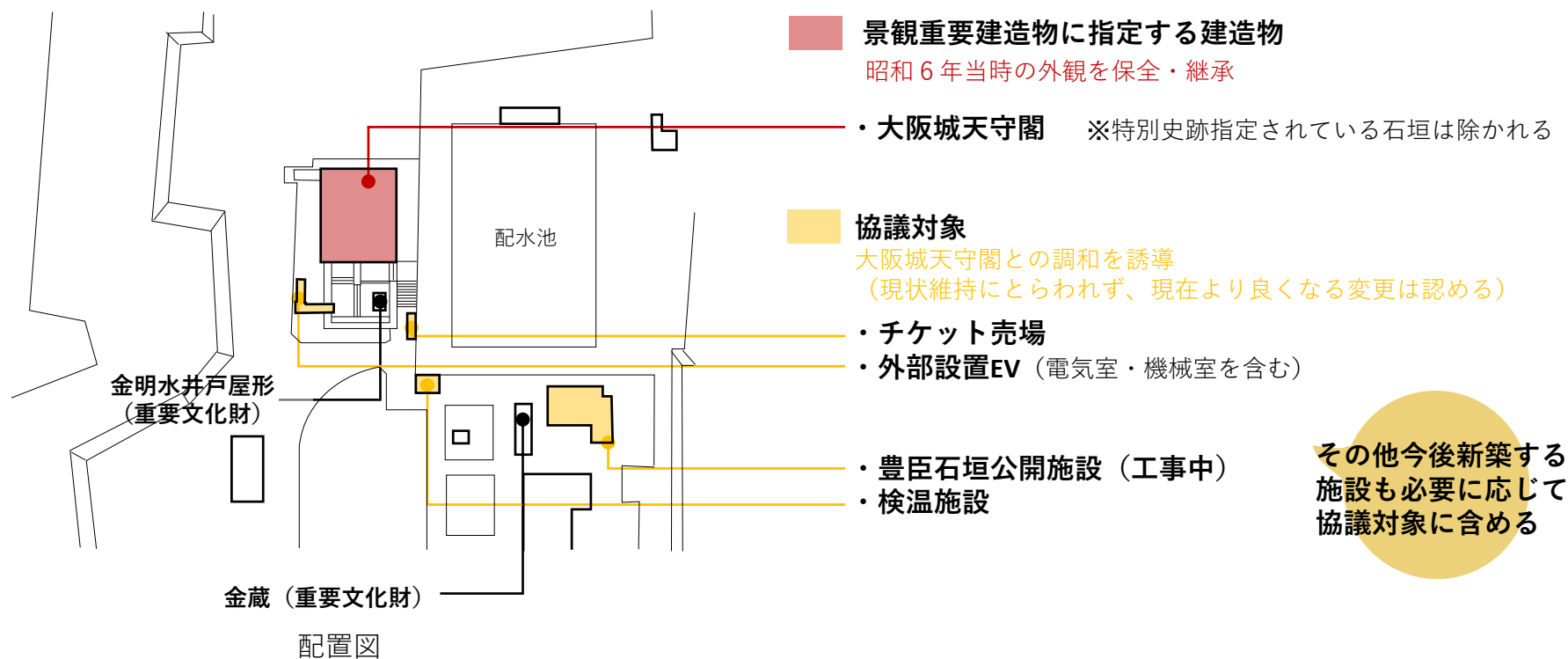
景観重要建造物に
指定する建造物

・ 大阪城天守閣

協議対象

- ・ 豊臣石垣公開施設
- ・ チケット売場
- ・ 検温所
- ・ 外部設置EV
- ・ 今後新築する施設

指定範囲図



参考：外部設置EV



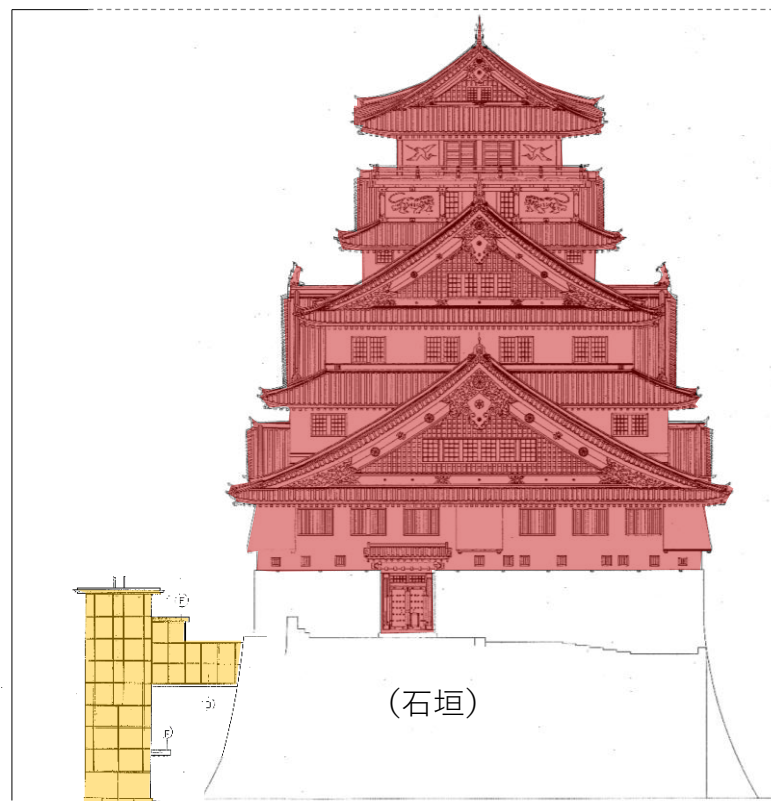
参考：チケット売場



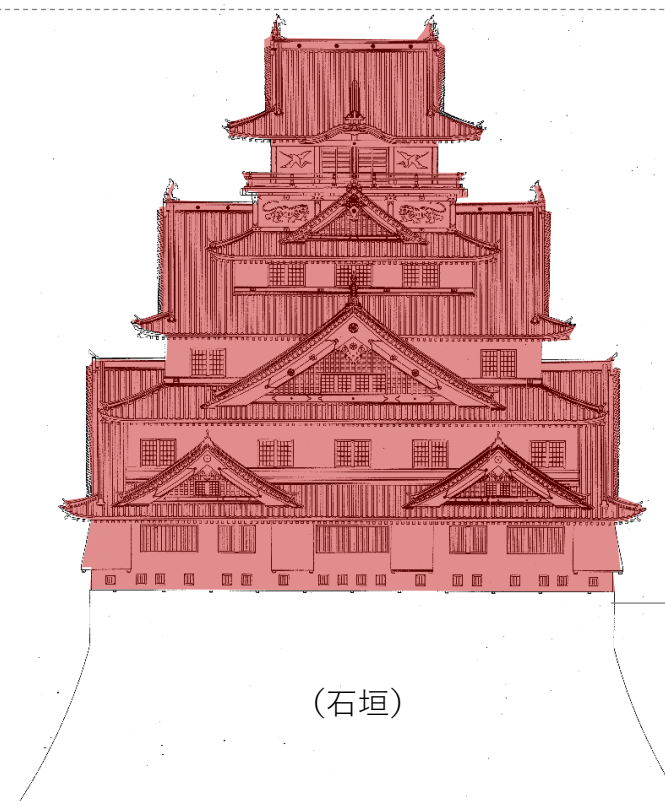
参考：検温施設



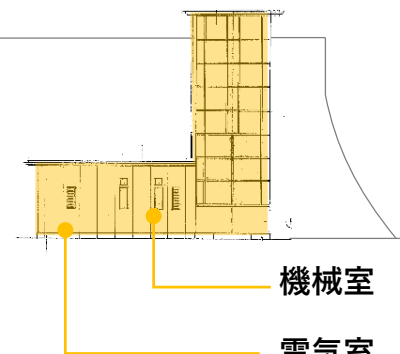
参考：豊臣石垣公開施設（完成予想図）



南側立面図



西側立面図



機械室

電気室

景観重要建造物に指定する建造物

・大阪城天守閣

※ 特別史跡指定されている石垣については、重要文化財や国宝と同様、文化財保護法により保全されているため、法令上景観重要建造物の指定から除かれます。

協議対象となる建造物等

・外部設置EV

※ 電気室・機械室を含みます

以下の構成で検討を進めています。
公開方法はデジタルブック形式とします。

CONTENTS

対 象
市民・来街者
建造物の所有者

1 はじめに

- ・大阪城を指定した背景等の導入
- ・福原部会長の寄稿文を掲載

2 大阪城天守閣の景観的な特徴

- ・地域景観の核である理由の解説
(建造物自体の景観上の価値)
- ※大阪城天守閣に確認済み

3 大阪城天守閣を中心とした景観誘導

- ・本市景観計画や景観読本の解説

4 景観重要建造物とは

- ・制度概要 (所有者のメリット含む)

※R4 年度末作成予定



表紙・背表紙



1 はじめに



3 大阪城天守閣を中心とした景観誘導



目次



2 大阪城天守閣の景観的な特徴



4 景観重要建造物とは

法令上は以下の事項が規定されており、具体的な運用方針（案）について今回ご確認をさせていただきます。※運用方針（案）は次のスライド参照

法令上の規定

許可が必要な行為

景観法第22条

- ・ 景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・ ただし以下の場合を除く
 - ・ 政令で定めるもの
 - ・ 非常災害等応急措置
 - ・ 行政が行う行為

※ その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

許可が不要な行為

景観法第22条

- ・ 災害対応等の応急措置

景観法施行令第13条

- ・ 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却
- ・ 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- ・ 管理協定に基づく行為
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

景観法運用指針

- ・ 通常望見できない部分の変更

6 外観変更の許可の運用について ―確認③

外観変更の許可が必要な行為は以下の通り運用したいと考えています。

なお、景観重要建造物に指定する建造物はそれぞれに固有の特徴を有しており、外観変更の許可にあたっては個別に判断する必要があることから、**原則として都市景観委員会（都市景観資源検討部会）での意見聴取を行う**こととします。

許可が必要な具体的な行為

運用方針
（案）

1

修理等に伴う 復元的行為

過去に改変されており、
建築当初の外観に戻す場
合等

2

管理上の行為

移築、構造補強等

3

活用のための行為

増築、改築、外構の変更等

※ 原則、都市景観委員会（都市景観資源検討部会）の意見聴取を実施

参考

景観重要建造物の敷地内にあるその他の建築物や附属施設については、景観重要建造物との調和を誘導するため、協議対象とします。
附属施設の新築や大幅な外観変更等、必要に応じて都市景観委員会に意見聴取を行うこととします。

6 外観変更の許可の運用について ―確認③

ケーススタディ：大阪城天守閣

- ※ 登録有形文化財（建造物）であるとともに特別史跡（大阪城公園）を占有しているため、適宜文化財担当と連携する必要がある
- ※ 所有者が本市（経済戦略局）のため、手続き上は許可ではなく協議

1

修理等に伴う復元的行為

過去に改変されており、建築当初の外観に戻す場合等

- ・ 過去に改変されており、建築当初の外観に戻したい。
 - 昭和6年再建当時の外観から変更となる場合は原則不可
 - 文化財担当等の調整や全市的な判断の結果、史実に基づく大きな外観変更をすることになった場合等は指定解除
- ・ 台風で屋根が飛んだので元に戻す必要がある。素材や色彩に変更はないが、同じ工場で製作したものではないので全く同じではない。
 - 素材・色彩については変更ないので可
- ・ 傷んだ漆喰壁を修復したい。同じ漆喰とするが、色彩はどうしても違う。
 - 自然素材であり、経年変化とともになじむため、概ね同色であればまったく同じマンセル値でなくても可

2

管理上の行為

移築、構造補強等

- ・ 建造物（またはその一部）を移築したい。
 - 昭和6年再建当時の外観から変更となる場合は原則不可
- ・ 構造補強をしたい。
 - 建物内部で補強する等、外観に影響がないように調整

3

活用のための行為

増築、改築、外構の変更等

- ・ 手摺をつけたい（変更したい）
 - 福祉対応に関するものについても一定デザイン上の配慮が認められれば可

その他：大阪城天守閣の附属施設の景観協議

- ・ エレベーターの機種変更をしたい。同じ機種が製造中止になったため、EVシャフトから作り直す必要がある。
 - 現在と同じデザイン（ガラス張り）を基本とし、今より良いデザインへの変更も可

主なご意見

1. 指定理由について、「豊臣秀吉創建時の姿の再建を試みた」とあるが、正確な表現か？

- ・ 建造物の大きさや場所が異なることがわかっており、外壁の色彩が真っ黒である資料もあるみたいだが

2. 今後の展開についてお聞きしたい。

- ・ 建造物を広く指定していきたいのか、きわめて厳選したものを指定していくのか

3. 普及啓発の取組みについては来街者だけでなく、所有者にも働きかける必要があるのではないか。

- ・ 顕彰ブックレットにはメリットの他に上手な活かし方や良好なサポート事例を掲載する等の工夫が必要ではないか。

4. 指定銘板についてはディテールに配慮してほしい。

- ・ 隣接する登録有形文化財の銘板と壁面からの出幅を揃えた方が良くはないか

対応

→ **当時の方針であるという文献があり、大阪城天守閣にも事実確認をしています。**

なお、大きさや位置が異なることは、再建時（昭和6年）以降に判明

→ **大阪城天守閣以外についても、引き続き指定に向けて検討を進めていきます。**

本市の指定目的・指定方針・指定基準に適合するものを指定していきます。

→ **顕彰ブックレットに反映していきます。**

→ **壁面からの出幅等について設置業者と調整いたします。**